平成２６年度第３回大阪府子ども施策審議会

日時：平成２７年２月１２日（木）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　午後４時から５時３０分まで

場所：國民會館武藤記念ホール　中ホール

【事務局】

（議事１について説明）

【会長】

　ありがとうございました。只今ご説明いただいた第１の案件に関して、皆様からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

【会長】

　よろしいですか。まだまだ待機児の課題であるとか、一番初めに出された待機児童の課題であるとか、保育士の働く環境というあたりででもよろしいですか、皆さん。

【委員】

　よろしいでしょうか。

【会長】

　ありがとうございます。

【委員】

　すみません、勉強不足で申し訳ないのですけれども、９ページの５番のところで親学FAITプログラムですかね、婚育という、この結婚教育、というのがあるのでしょうか。ぼく、すみません、勉強不足で大変申し訳ないのですけれども。婚育という言葉は通常使われているのですか。それだけ教えていただきたい。

【会長】

　はい、ありがとうございます。事務局のほうでいかがでしょうか。

【事務局】

　これはいろいろなプログラムがある中で、ある団体さんがそのようにおっしゃっているというようなことで、一般的にこういうことではないようです。

【委員】

　意見の内容はわかるのですけれども、項目でこのように、婚育と書かれてくるとそのような項目があったのかなと。

【事務局】

　ここは、いただいたご意見の中身にわかりやすい表題をつけました、ということでございますが、ご指摘のように、固有名称は別に言わなくてもいいのではないか、ということであれば、そこはその通りでございます。

【委員】

　はい、それならば特定のと言いますか、少し但し書きをいただくか、一般的にこのようなところでこのような資料に出てくるとすみません、結婚教育というのが一般的にあるのかな、と思ってしまいました。よろしくお願いします。

【事務局】

　はい、ありがとうございます。

【会長】

　ありがとうございました。細かいところを見ていただき、多分、固有名称をあげないほうがいいかもしれませんね。いろいろな誤解も生じるかもしれないですので。

【委員】

　確認。

【会長】

　はい、どうぞ。

【委員】

　いいですか。すみません、確認だけなのですけれども、待機児童のケアの問題で。ここで先ほど言われていたのは親の働いておられる子どもさんと働いておられない子どもさんの二つのケアのパターンがあって、そのパターンは今、二つありますけれども、一緒にできるところは一緒にやっていきましょう、という説明だったわけですか。それであれば私は何もないのですけれども。

【事務局】

　いいですか。

【会長】

　はい。

【事務局】

　そこは、待機児童と言いますか、学童保育、放課後の居場所ということでして、今、先生のおっしゃるとおりでございます。できるところは一緒にやっていきたいということでございます。

【委員】

　それであれば。それでぜひ、お願いしたいな、と。何が言いたいか、べつに子どもさんにとっては、親が働いておられようと、働いておられなくても一緒に遊びたいとか言うのは当然同じことだと思いますので。はい、それで結構です。よろしくお願いします。

【会長】

　はい、ありがとうございました。ほか、ご意見よろしいでしょうか。それではまた、ご意見が出てきましたら、意見シートも用意してくださっていますし、最後にまた、ご発言いただけたらと思います。

　案件２へ移らせていただきます。大阪府子ども総合計画案について、事務局からお願いします。

【事務局】

　（議事２について説明）

【会長】

　ありがとうございました。それでは、皆さまから是非ご意見ご質問をお願いいたします。

【委員】

　失礼いたします。これまでの審議をふまえまして、特に、資料２の基本方向の取り組みの方向性についての修正が、ずいぶんなされたというように認識いたしております。このことにつきましては、只今ご説明がありました事業計画の資料４の重点施策について、48ページですね。これをこのような形でおまとめいただいたというふうに、ずいぶん審議が進む中で、整理されてきたのかな、というように感じているところでございます。この事の中で、今、国の方で小１プロブレムという言葉から発して、スタ―トカリキュラムということについても、教員向けの冊子をこの度、配布というところに向いているところなのです。

　このことは常に、視点として、切れ目のないということが今回、ずいぶんと副知事のお言葉にもありましたということですが、ここが切れ目なのですね。

　つまり、就学前と就学後が最も切れ目なのです。このことが保護者にとっては、小１のプロブレムではなくて、小１の壁なのですよね。働き方が大きく変わるところ、そのような点で、１つ確認と意見ということで申し上げますと、この図の子どもを産み育てることのできる社会の中では重要施策は６番が就学前の子育て支援の充実と言う事で示されていて、15番が就学後の子育て支援の充実ということになっておりますので、切れ目がないといえば、実は就学前後の子育て支援の充実という言葉に、やがて示されることが本来的には、府として、就学前後を一体的に子ども総合計画の中で位置付けていますよ、という見え方が今後の表現としてなされていくのかな、ということをこれまでも繰り返し申してきたところです。

　このことは、学力向上の取り組みにももちろん反映されていくところですし、こういう示し方がずいぶんと改善はしてきたと思いますけれども、今後一層、会長一任の項目になっていくかとは思うのですけれども、子どもの貧困への対応を基盤とした、素晴らしいこの総合計画の概要になったので、もう一歩進んでというところでは、就学前後の子育てというキーワードが、何らかの形で今後、示されていくような方向があれば、なおいいのかなというように考えているところです。

　そのことと関連いたしまして、先ほどのご説明のプラットホームのイメージということが98ページに、資料４の98ページに示されたところですので、ずいぶんとこれも会長の知見とともに、事務局のご努力が、このようなプラットホームのイメージ化に進んだのかな、というふうに感じているところです。

　審議がこのような形で進行しましたことを素晴らしいことだと思うとともに、この学校ということを一体的に今後、幼小の部分で言うと、やはり５歳児の問題が今後、国も様々な視点でプレ入学であるとか、私学でいえば、そのような取り組みについても、進んでいくことになろうかと思いますので、この枠でいいますと、幼保の一体化ということと加えて、本当の意味での保幼小の教員の資質というような視点についてもプラットホームのイメージの中に、示唆されることが望まれるのではないかな、というように感じておるところです。以上です。

【会長】

　ありがとうございました。皆さまの意見を取り入れて、一緒に工夫して、図をつくってくださったということは、私も思っているところでございます。ありがとうございました。ほか、いかがですか。

　少し今のところで、私からも、この国も指標を挙げているだけで、実は来週も内閣府から呼び出しがあって、もう少し具体化ということで、国も考えておられるところだと思うのですが、指標を上げるだけなのか、なんというのでしょうかね、何年後に見直していくとか、目標値を今後、どうしていくのか、ということが書き込めないとしても、少し検討がこれからも続いて行くと言いますか、委員が今、おっしゃられた全体像もふくめて、何らかにつながりが、これで終わりではなく、つながっていくのだ、ということもみえたらいいなという。前も言わせていただいたかもしれませんが。

　繋がっていくと言うところでは、就学前と就学後もですし、例えば、この図の左側の部分は、連携というよりは、他機関は連携なのですけれども、教育委員会、学校教育の中の資源を活用していくような、それぞれの資源を活用して、学校が動きやすくなったり、子どもたちにサービスが届くようになるというイメージかな、というようにはちょっと思いました。また、連携という言葉なのか、活用という言葉なのかはわからないですけれども外側ではないのではないのかな、と思いました。

　先ほどの縦の流れ方とその中の流れ方、中同士の流れ方のようなところを思いました。ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか、皆さん。

【委員】

　では、関連して。

【委員】

　失礼します。先ほど、先生方から連携の切れ目のない支援ということでお話しがあったのですが、私も、どこまでどのような形でいえばいいかよくわからないのですけれども。本体計画の方のアンケートを取られて、１９ページですね、子育てを支えてくれる人や機関として、就学前はあまりその必要性を、相談相手は身近な配偶者であるとか、自分の親とか自分たちの同世代の親が多いということだったのですが、実際に、就学後になってみると、もう少し子育て機関を利用すればよかった、というアンケート結果が出ております。

　以前にもこの審議会の中で、その討議があったと思うのですけれども、ということは、就学前の子どもを持っている保護者と、地域の中で就学後の子どもを持つ保護者とのつながり、交流のようなものがもっと地域の中であれば、このあたりの情報交換なり、子育てに関する相談が実際にそこで行われるなど、もっと広がりが出てくるのではないかな、と感じました。だから是非、先ほど先生からもあったように、子育て支援の充実の中に、実際に、子どもたちへの支援とともに、保護者同士のそのようなつながりと言いますか、そのようなものを築いていけるような場をぜひ、子ども総合計画の中で事業計画も含めて位置付けて行っていただけると、いいかな、とイメージいたしました。

　それと、先程のプラットホームの図なのですけれども、私も、前回よりもとても詳しく、いろいろなつながりが明確に示されていて、いいな、と思ったのですけれども、とてもこの位置関係が難しいな、と思ったのですね。この表示だと、これは私のイメージですが、学校と子どもたちと保護者というのは近い関係にあるのですが、少しこの図では間があるというか、間に行政機関があって、図からとらえるイメージというのが少し身近さを感じにくいかな、と。その位置関係が難しいな、と思って見ておりました。

　それと、あとはすみません、表示上の問題なのですが、この図を是非、もう少し大きく、掲載していただきたいな、と。もったいないな、というように思っております。はい、以上です。

【会長】

　ありがとうございました。実は、大きくという意見は出ていたのですが、ありがとうございました。関連してはほかによろしいですか。

【委員】

　今の学校のプラットホームのイメージ図について少し感じたところを触れさせていただきたいと思います。特に貧困の大阪府の貧困の状態の子どもたちを反映したこの総合計画がすごく大事だと思っておりまして、今回、この中で貧困の中からやはり引きこもりとか、問題のある児童とか、生徒も増えていく懸念がある中で、特に、今回のイメージ図は確かに総合計画で福祉が中心でやっておられるのはわかるのですけれども、例えば人材の活用でＣＳＷとかＳＳＷとかいろいろな形で活用はあるのですけれども、教育の例えば部分のところがもう少し、もっと教育の部分のところが入りこんでいたら、例えば、学習支援員さんとか、特に、人材の確保と言いますか、これではやはり、学校の先生方に負担がいきかねないような、そのようなイメージにならないことも大事だと思いますので、この辺の教育のところの人材のところも反映できることがやはり、必要かなと感じた次第です。

【会長】

　はい、ありがとうございました。ほかに、関連してはございませんか。はい、ぜひ。

【委員】

　今の話、資源と関連するのだけれども。

【会長】

　はい、では、お願いします。

【委員】

　まず、確認なのですけれども、もう、離れてしまってわからないのだけれども、学童クラブと、65ページですね、放課後児童クラブと言うのと、放課後子ども教室、この放課後子ども教室というのは設置主体は学校なのですか。誰なのですか。教育なのか、福祉なのかどちらなのですか。

【事務局】

　教育です。

【委員】

　教育。ということは、放課後子ども教室はたとえば、小学生中学生でしたら、小学校中学校で、放課後、授業時間が終わってから、家庭教育、家庭に十分見られないような子どもたちを残して勉強をさせましょう、と、そのような理解でいいの。

【事務局】

　放課後子ども教室については、全児童を対象に、放課後の居場所づくりをしていこうというものでございます。

【委員】

　では、その放課後子ども教室をこの場所を使って、貧困対策としての子どもの学習支援、これをどのように展開するのかという、そこのところが今頃、最後の段階に来てこの場で出てくるのもおかしいかもしれないけれども、少しそこのところが全体として見えないな、という感じがするのと、そのことでいけば、やはり先ほど先生から話がありましたけれども、９８ページのこの小学校中学校、その下に活用として、放課後等の居場所という、ここの部分のところに、放課後教室が落ちているでしょう。放課後児童クラブになっているのだけれども、教室の部分が落ちているではないか。これはやはり、教室の部分はこの中に本当は入れとかないといけないのではないか、という感じはするのだけれどね。

　そしてそのことについて、大阪府教育委員会から、小学校中学校への支援のところで、ＳＳＷとか、ＣＳＷとしての関わりというのを書いてくれているのだけれども、もっとやんか。そのような課題に対して、学校の現場の中における指導に手間のかかる、家庭の状況等においてね。そのような子どもたちに対するいわゆる、教育を指導するサイドからの大阪府教育委員会と、あるいは大阪府政としての支援と言いますか、本当はもう少しきちんと太い線で書いてこないと、そこの部分は全部市町村で勝手にやんなよ、という、このことでいくと、いくのか、そこのところはやはり府権限の教育行政の責任ではそこのところは完全になくて、このＳＳＷがここのところだけは私たちの責任です、というように映り方をしてしまうとそれは少し違うだろうと。

　やはり、もちろん我々、市町村も当事者として学校の設置者としての責任はもちろんになっていくけれども、そこの所はやはりしっかりと教育行政としても、そこのところはしっかりと確保をするという、その視点がもう少し明確であるべきではなかったかな、という感じをもちます。

　それから、最後、言葉尻を捉えるようですけれども、２２億のあれでもって、市町村の子育て支援施策を応援していく、ということを言っていただいたけれども、それはそれで非常にありがたいのだけれども、正直言って、今回お示しいただいたものは我々、市長会の受け止めはそれでもって、十分といいますか、応援してもらったというようには思っていない。むしろ、大阪府の施策と大阪府として、では自分たちはこのような形でもって責任は果たしたよ、と。あとは、市町村、勝手に足らずはがんばってやりなさいよ、ということで、むしろ、府県の子育て施策に対することについてのアリバイづくりのためにそれを使ったのではないかという、それが正直なところ我々、市長会としての受け止め方であるということだけは、少しこの場で言わせていただきます。

【事務局】

　ありがとうございます。最初の点でございますけれども、98ページの図でご指摘のところ、放課後児童クラブの下に、大阪元気広場と書いているのですけれども、名称を統一していなくて申し訳ございません。放課後子ども教室というのが国の名称なのですけれども、それを大阪では大阪元気広場という名称を使っておりまして、語句の活用が統一できていなくて申し訳ございません。そこはそのようなことでご理解いただきたいと思います。

　あともう一つ、府の教育委員会としての関与という点につきましては、教育委員会等でお話しさせていただきたいと思いますけれども、この図は学校という場を介したプラットホームということを主眼において示しているという点についてはご理解いただきたいと思います。

　最後に、２２億のお話でございますけれども、当然ながらそれで府は十分な責任を果たしたとは思ってございませんで、はい、ご指摘のところ、今後も努力していきたいと思っております。

【会長】

　はい、ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。はい。

【委員】

　一保護者としての意見なのですが、私の娘が今小学校３年生です。下の子が４月から小学校１年生に通うちょうど本当に分岐点にいます。私自身も４月から仕事をしようと思ったときに、本当にでは、下の子の幼稚園のおけいこ事をしていて、サッカーをしているのですけれども、サッカーをしていて、私が４月から仕事を始めたときに、その送迎はどうするのか、というような現実問題が実際に自分の身にも降りかかってきています。

　先生方のお話にあったように、本当に幼稚園の時は、私も仕事、専業主婦でやっていて私立幼稚園なのですが、園長先生が地域の小学校や中学校の連携を非常に取ってくれていて、明日も息子たちは、近所の小学校に体験に行かせていただくことになっています。

　その連携を取っている中で、実際に本当に、私が４月から仕事をしたときにどんな風に変化をしていくのかということを今はもう想像もできないことなのですけれども、上の子がもう中学年になって、学校が終わる時間も下の子どもとは違ってきますので、上の子にお願いするということも非常に厳しい中、お母さんたちのネットワークで何とかしていきたい、していかなくてはいけないな、と。それもでは、その人たちだけの負担になるのも困るよな、というようなことを色々と考えながら話を聞いていました。

　行政だけではなく、やはり民間との連携も非常に必要になってくると思うし、私の中では色々な想像があるのですね。非常に難しいことがたくさんあると思うのですが、小学校の空き教室を利用して、民間の人が入って、例えば、体を動かすこと、サッカーでも野球でも、例えばそろばんでも塾のようなことでもやっていただくことができたらいいな、とか、そのような事をずっと常々考えています。

　仕事を持っていると、では、夕食の準備は子どもたちが帰ってきても、食事をすることも本当に困ってしまうな、というのが実際にあるのですけれども、そういうようなことに関しても例えば、私は福島区に住んでいるのですけれども、どこかで給食センターのようなものがあって、今、中学校の給食も非常に問題になっていますけれども、そのような給食センターで一斉になにかが配信できるような形があったらいいな、とも思いますし、あとは、子どもたちが遊ぶ場所に関しても、福島区は公園がたくさんあるのですが、ボール遊びをする公園が非常に少なくて、私の地域のところでは、ボール遊びをする教室はありません。子どもたちは公園に来て何をしているかというと、ゲーム機をもって来て、ゲームをして遊んでいます。

　小学校から５０ｍ離れたところに非常に大きなグラウンドがあって、整備されたグラウンドなのですけれども、そこは私の子どもたちが行っている小学校の校区外になってしまって、そこでボール遊びをしたりとか、体を動かして遊ぼう、となると必ず親がついて行かなくてはならないという現状があります。高学年になったら、お母さん、その家庭によっては、勝手に行きなさい、と言って行かせる親もいますけれども、子どもにとっては、学校で決められた規則だから行きたくても行けないという子どもたちがいるというのも現状なのですよね。

　そうして、子どもたちが本当に健全に教育を受けられ、また、体を動かして遊べるような環境の整備をしていただきたいな、というように非常に、一保護者として願っています。

【会長】

　ありがとうございました。非常に切実なわかりやすいご意見をいただいたかと思います。今の点では何かございますか。事務局で。

【事務局】

　１点。なかなか明確な答えではないのですけれども、重点としましては、65ページで、就学後の子育て支援の充実ということで取り組んでいきたいと思っています。その真ん中の事業内容というところに、ご覧いただきたいのですけれども、まずは量の問題として小１の壁、いわゆる保育所に預けていた時には働けていたのに４月から小学校に行ったとたんに学校が早く終わるので働き続けることができないということで、仕事をお辞めになるという現象を小１の壁というように呼んでおりますけれども、まずはここで、放課後児童クラブの整備を進めまして、学童に通いたくても通えないという小学校版における待機児童を解消していきたいというように思っています。

　それと同時に、黒い丸の二つ目ですけれども、今回から学童に、放課後児童クラブに通える生徒が小学校６年までというように拡大されますので、指導員の質も上げて行きたいと。量と質、両方で取り組みたいと思っています。

　そのようにして、小学校６年まで通うということによりまして、今まで放課後児童クラブに通える生徒が１０歳前後ということだったのですけれども、６年まで通えるということで、先程おっしゃられました子どもたちだけでなかなか遊べないというところも高学年が加わることによって、また、指導員の質が上がることによって、校区外のところも広場を利用していただけるとか、そのような取り組みであるとか、先程から放課後子ども教室、これは全児童対象の事業ですけれども、そこでそのクラブと一体になって取り組むことによって、子どもたちが活動できるプログラムというものも広くと言いますか、いろいろな分野に広げて行きたいと思っておりますので、そのような取り組みと合わせながら、おっしゃられた課題を一つでも二つでも解消していきたいな、と思っております。

【会長】

　ありがとうございました。

【委員】

　今の放課後児童クラブの、放課後子ども教室ですか、大阪元気なんとかとは。すごくリンクしているというお話をいただいたのですが、私、この会でも以前、議論の中で申し上げたのですが、学校がプラットホームという絵柄はわかるのですが、子どもが朝８時前後に登校してきて、夕方５時、６時、７時までずっと学校に居続けると、基本的には学校と家庭しか知らない子どもがどんどん生まれてくるわけですね。この環境がいいのかどうかということがまず１点あるのです。

　それと、先程おっしゃったように、放課後児童クラブを充実していきますということで様々施策は打たれていると思うのですが、例えば豊中市でいいますと、新しい基準ができて、児童一人に１．６５㎡という一人につき、それを確保するように、といったとたんに、もう入りきれないわけですよね。今まで２教室を使ってやっていたところが、教室が３つ、４ついるよ、ところがそんな空き教室は私どもは、豊中市はまだ子どもがあまり減っていないので、そんな空き教室がありませんということが現実としてあります。

　ですから、新基準は当分諦めて、中に詰め込んでとりあえずいきましょうか、という話になっています。そうすると、１学級の中に６０人、７０人の子どもがひしめきあって、そして、ここで宿題をしろだとか、なんとかというような形で、指導員さんたちが関わらざるを得ない状況があって、私の子どもも実はそのような昔は留守家庭というように呼んでいましたけれども、そこを利用させていただいたのですが、子どもがどうしてもやめさせてほしいと言ってきて、私に切望してきたのです。私のところは共働きだから行ってもらわないと困るのだけれども、やめさせてほしいと。

　どうしてかというと、指導員さんたちの指導の方法、それから、すし詰めになっている、やることが決まっているというふうな中で、自分たちの自由性のようなものなどが担保されないというのを私の息子が訴えたのですけれど。

　ほかの子どもが、それをすべての子どもが感じているかは私はもちろんわかりませんが、１学級に６０人の子どもが入れられるという状況を想像いたしますと、やはり快適では基本的にはないのだろうと。保育所はどんどん増えていっていますし、認定子ども園化をしていった幼稚園もありますので、子どもたちの放課後の居場所というものは小学校へ入る前までは一定量の確保がそろそろできてきている。先程のお話ですと、２９年ぐらいにはそれが満ちるのだ、ということですから、いいのですけれども、その先はまだまだお寒い状況がずっと続いていて、先ほど、先生のおっしゃったように、そこのところで大きな環境の変化があります。

　ぼくは関西全部ではないと思います。大阪の場合は学校以外のそのような子どもたちの集える場所を従来積極的にあまり整備されて来られませんでしたよね。結果的には学校に頼らざるを得ないという状況がこの大阪にはあって、関東ですと、よくおっしゃる児童館というものが町々にあって、そこには午前中は低年齢の子どもを持った保護者と子ども、赤ちゃんたち、そして午後になると、子どもがどんどんそこにやってきて、中学生ぐらいまでが様々な活動をその児童館で繰り広げると。そこからまた家庭に帰っていくというようなことです。そこに大学生のボランティアが入り込んで、様々な活動を展開するというようなところもあります。

　もちろん館があれば出来るというわけではないですけれども、そのようなものの整備は少なくとも大阪そして豊中もそうですが、ほとんどありません。そのような整備の中で、学校に頼らざるを得ないというこの絵柄の状況が、プラットホームというのは非常にわかりやすいのですが、学校で生活する子どもたちがそんなに１２時間も学校に居ていいのかという問題と私はリンクして非常に問題が大きいな、と思うのが１点です。このような計画が出来ていっているのは、私は素晴らしいと思うのですけれども、この計画ではそのような欠落した部分があるということです。

　もうひとつは現在、愛着形成が非常に大きな問題になっています。先日、クローズアップ現代でも愛着の問題が取り上げられておりましたけれども、愛着の不形成の子どもが学級に３人いると、小学校の授業は基本的には成り立ちません。小学校の先生方はその愛着の不形成の子どもに対して寄り添うという余裕は、私は学級担任として非常に難しいのだろうと思います。

　本来であれば、小学校へ入る前までにそのようなことが克服された上で、小学校に行くことによって、集団の教育が成り立つわけですけれども、そのあたりが非常に厳しい家庭も含めて。そして、家庭以外のところでもそのような愛着の形成がなかなかできにくい子どもたちが非常に増えていて、結果的には小１プロブレムというような問題に至ったのも基本的にはその問題なのです。

　ですから、量的な拡大と質的な拡大というのをもう少し丁寧に、小学校就学前までにもしなければならないのではないかな、というのはそれまでと違った観点から必要だろうというように思っております。以上です。

【会長】

　ありがとうございました。色々なバリエーションがこの中から、例えば、この１枚の図から、色々なバリエーションが見えるというのは難しいことではあるのですが、先ほどおっしゃられた先生から始まって、ご意見として、先程の先生もおっしゃられた親同士がつながって、行政のサービスをすべて使うということだけではなく、親がここに書いている家庭教育などという課題はそこにもあるわけですが、親として、先生も以前におっしゃっていただんだん親になっていくことを助け合えるような地域とこの計画が、そのストーリーが、先生がおっしゃっていたつながりの切れ目のないストーリーが見えていき、なおかつ、このプラットホームが選択肢があって、一つではないという、今、先生がおっしゃった決して、学校に閉じ込めるという意味のものではないということが分かるように、また、一工夫、どこまで可能かわかりませんけれども、また、ご相談させていただけたらな、というように思います。

　よろしいでしょうか。時間的な問題があって、ここで意見を切りたいと思いますが、よろしいですか。はい、ありがとうございます。貴重なご意見をたくさんありがとうございました。それでは、第３の次の案件の新制度の施行準備の状況について説明をお願いします。

【事務局】

　（議事３について説明）

【会長】

　ありがとうございました。それでは今のご説明にご質問はございますでしょうか。

【委員】

　働くお母さんからの悩み相談をたくさん受けているのですけれども、皆さん戸惑われるのは、一斉入所の利用調整に関して、市町村で受付開始と締め切りと結果通知がバラバラというところに非常に、お母さんたち、戸惑いがあります。例えば、保育所に入れなければ、隣接市に引っ越すとか、そのような形で解消しようという方もいらっしゃいますのに、あるいは、企業の人事部の方からもいつ結果が分かるのか、どうしてこんなに市によってバラバラなのか、混乱しているという声があります。これは、同じ府内であれば大体こうしましょう、という形で統一するということは出来ないのかと思うのですけれども、それは大阪府から発信して、今後、合わせて行くとか、ここで非常に、混乱が起こっているので、ひとつそのことをお伝えしておきたい、と思います。

【会長】

　ありがとうございました。それでは今後の課題ということでしょうね。

【事務局】

 　はい、そこについては、実は審査部会でも問題提起をいただいております。府として今回、広域で利用調整をするということでしたので、大体の時期は合わせてくださいというお願いはさせていただきました。それがどこまで統一できるかということについては、我々も問題意識をもちながら市町村とも引き続きお話をさせていっていただければな、と思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

　はい、ぜひお願いしたいと思います。ほかによろしいでしょうか。

【委員】

　すみません、よろしいでしょうか。

【会長】

　はい。

【委員】

　関連で。今、市町村間とおっしゃっていただいたこのような時期の調節をするのも１点ですし、市によって子育て施策のお金のかけ方ですとか、施策自身がそれぞれ違いますよね。これは実は認定子ども園化をしていきますときに、認定こども園になるのは私立幼稚園、それから、民間の保育所、それから公立の幼保とも認定子ども園化するところがたくさんあるわけです。今回新制度に入っていくところは。

その中で、広域から園児が集まっていた施設というのは私立幼稚園しか基本的にはないのです。お分かりになりますか。公立幼稚園も公立保育所も民間の保育所も基本的にはその市の中で完結している。

　しかし、私立幼稚園だけが通園バス等を利用して広域から子どもが通っているというようなことがあります。そのときに、広域から通っていると市を跨ぐわけですので、それぞれの市によって施策が違って、とられているたとえば、一時預かりという事業を受託しますよ、ですから他の市にいってもちゃんとお金がでますよ、という市と、うちの市はそれは他市に行っていたら関係ありません、というような扱いをされる市とがまちまちにございまして、そのような齟齬が保護者間の中に出てくる可能性が非常に大きいんです。新制度にいきます前にそのあたりをきちんと開示して、そのような齟齬がないように調整をするのが、私はこの施策審議会の大きな役割なんだろうと思うのです。このような調整も。それは残念ながら、今の段階でこれがやっとできただけですので、そこの細かいソフトのところのあたりの調査が今一歩まだ足りないような気がいたしております。

　ぜひ、近日中にそのような一覧の資料、たとえば、豊中市の場合は障がいを持っている認定が出ますと、その障がいを持った子どもに加配がつきますと、障がい児一人に240万円の加配措置が出まして、保育士をやとって、加配をするということがありますが、他の市ではそのような制度がないということになりますと、他市から豊中市に入ってきた障がいをもった子どもが入っている場合には、その子どもに対してはそのような手当が出ません、というようなことが起こってくる可能性があるのですね。出る場合もあります。

 というように、その辺りの今、申し上げたのは一つの例ですけれども、そんなことが起こると、保護者にとってみたら突然その間自分が戸惑ってしまう、困ってしまうという状態になりますので、その辺り、少し調査を至急にして、一覧表でそのことの齟齬をきちんと理解ができるようにする必要性が私はあるだろうな、というように思いました。

【会長】

　はい、ご意見ありがとうございました。広域調整としてどこまで可能で、どこまでされるかということがありますが、是非、この日付と今出ている資料以外に、ソフトの部分でもう一度検討していただくということでよろしいでしょうか。振ったほうがいいですか、どうですか、ご意見は。

【委員】

　特にはないです。

【会長】

　はい、ありがとうございました。それでは時間も押していて、すみません、進行が悪くて。4番の案件に、大阪府社会的養護体制整備計画案およびひとり親家庭自立促進計画案についてお願いしたいと思います。

【事務局】

（議事４について説明）

【会長】

ありがとうございました。只今のご説明に、ご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、その他というところで、最後に何かございますでしょうか。事務局。

【事務局】

　（その他について説明）

【会長】

　ありがとうございました。それでは、先程、総合計画の色々と出てきた課題、皆さんに最後にいただいたご意見も踏まえ、最終的に、事務局と会長一任ということでよろしかったでしょうか。皆さんにそれをお諮りしなければいけない。

【全員】

　異議なし。

【会長】

　ありがとうございました。それでは、その形で進めてまいりたいと思います。それでは、議事、ここですべて終了いたしましたので、事務局にお返ししたいと思います。

（終了）